

※1 クラス指定されている科目についてのみ記入すること。 ※2 記入しないこと。
※3 現在のページ/総ページ数で記入すること。 ※4 小問指定がある場合のみ記入すること。

1 B銀行とAとの間で集合財産譲渡担保貸付契約では、甲倉庫内への所在場所
に机、ソファ、テーブル、ベッドその他一切の在庫物品という種別、量的範囲が指定さ
れて特定されているから、~~この~~この集合物を目的物とする集合譲渡担保が成立しているの
は、~~この~~譲渡登記の対抗要件が具備しているからである。この場合、集合物として
の同一財が定められる限り、構成部分が変動してきて、新しくこの構成部
分となった財産を包含する集合物の対抗力が発生すると考え、a, d, e, fは未
だ登記されていない甲倉庫に所在していたことから、B銀行の集合譲渡担保権が
及ぶものと考えられる。目的物の価額が有物の

2 集合物譲渡担保は優先権の天賦の理、物上代位権があると考えらる。
そこで、B銀行は債権を物上代位権の範囲に優先権が行使されること
が考えられるが、目的物の所有権はCに留保されているから、~~集合物~~集合物
担保権者と留保所有権者の優先の問題となる。

所有権留保の目的物の所有権は、支払確保の限りに属すると考えらる。
7-177、所有権留保は担保の範囲に属すると考えらる。対抗要件は不要
である。これ、商品と通常の営業の範囲に属する留保所有権者の取引の安全
を図り、営業の継続を旨とするため、留保所有権者が優先されるとする。

7-177、BはCに先立って債権の対し、物上代位権を行使する。

3 Cは債権の対し、担保優先取得権(91年5号)に基づき物上代位権を
行使する。この譲渡担保権の決定は、「第3項4号」に譲渡担保権者が
含まれ、3項4号に占有改定が含まれるから、譲渡担保権者は
本来、担保優先取得権者に優先すると考えらる。そして、上記のとおり、所
有権留保を決定したAC間の営業の優先の観点から、Cは留保所有権者として
Bに優先することになり得る。

4 Bはdについて譲渡担保権を行使することと考えらる。dはFが留保所
有権を決定したbを材料とするものだから、Bはdについて譲渡担保権を
行使することはFの担保権を侵害し、許さないと考えらる。

(a, dの価額は、~~この~~材料CとAによる加工品の価額を加えて
cの価額35万円を上回す75万円となっており、所有権はAに帰
する(246条1項)。

7-177、Bは上記担保権を行使する。

5 (1) Bは債権 e に対して上記担保権の効力が及ぶと主張するこ
とを考えらる。

(2) 集合物譲渡担保契約では、使済の営業の手段としての担保目的
物の使用・収益、処分を決定者の許し、債権者の担保取得と
してAに帰するから、決定者には通常の営業の範囲内での処分権限

※1 クラス指定されている科目についてのみ記入すること。 ※2 記入しないこと。
 ※3 現在のページ/総ページ数で記入すること。 ※4 小問指定がある場合のみ記入すること。

6. あり、答2了。

3. eの売却は通常の取引価額の100円A社に売却するもの、通常の営業の範囲内での目的物の処分といえ、Bの譲渡担保権は及ぼさない

4. ため、Bの上記主張は認められない。

6. 対して、Bはfについて担保権を行使することが考えられる。

AのG社に75円売却処分は、A社が事業不振におちいり、Aの代表者の親戚という近しい者が代表者であるG社に、通常の取引価額の4割の75円売却処分であるから、通常の営業の範囲内での目的物の処分といえず、Bの譲渡担保権A及びBに

7. 以て、Bはd、fについて譲渡担保権を行使することが認められる。

※1 クラス指定されている科目についてのみ記入すること。 ※2 記入しないこと。

※3 現在のページ/総ページ数で記入すること。 ※4 小問指定がある場合のみ記入すること。

枚数 ※3 3/4

小問番号

※4 第 2 問

第1 疑問1

1 DはA社に対し500万円の債権を有する債権者である。この債権を被保証債権として、DはEまたはFを被告として、AのEに対する乙建物の売却を詐害行為として取消権に基づき取り消すことが考えられる。

Aは700万円の乙建物で700万円を売却しているから、受取者上から相当の対価を取付ているといえる(424条2第1項柱書)。

乙建物と乙不動産を金銭を支払う上は売却行為は客観的に見て隠匿等があるといえ現に生じたといえる。この点については、借入金使済の年済に於ておられること、年済の年の財産処分の内容に於ておられること、隠匿等があるといえるから、Eが、Aの親戚+代表者とあつた株式会社から、700万円の売却代金を200万円がA社に代りて借入金使済に於ておられること、上記の財産処分行為は客観的に見て隠匿等があるといえ現に生じたといえるといえる。(同1号)。

よって、A社が当時支払不能の状態にあり、EがAの親戚+代表者とあつたこと、A社は隠匿等があるといえるといえることとを主張し(2号)、Eはこれをわづらわるといえる(3号)。

2 また、AのB社から借入金使済の年済(使済の消滅に因りて) (424条3第1項柱書)にあり、支払不能に陥つたこと、(同項1号)、同条同項に基づき詐害の取消権を有することが考えられる。

このため、AがBと同時して他の債権者に対する取付がなされた(同項2号)。

同2号にある事情があるから、同項に基づき請求を可能とする。

3 乙建物の取得者Fに対して424条5に基づき詐害行為取消権を有することが考えられる。Eに対して、1,2の請求がなされたこと、Fが上記売却行為又はBの年済の債権者であること、Fが700万円(424条5第1号)、上記請求をFに有することができ、

4 7号、1に於いて、Dの被保証債権は詐害行為後の清算費貸借要約によつて成立しているから、実質的には、その詐害行為前の売却代金債権と債権使済とを前年の年済に基づいて生じたもの(424条3項)と見なす問題ない。

よって、2の請求が認められる場合、甲建物の抵当権設定は詐害行為と見なすことが考えられる。

5 よって、DはE、Fに対して上記の請求を有することができ、
第2 疑問2 よって、DはE、Fに対して金銭の返(424条9)はAの親戚と見なす。AがA社から借入金使済の年済と乙建物の取得行為を詐害行為

※1 クラス指定されている科目についてのみ記入すること。 ※2 記入しないこと。

※3 現在のページ/総ページ数で記入すること。 ※4 小問指定がある場合のみ記入すること。

枚数

※3

4 / 4

小問番号

※4 第 2 問

として取り消すことと考へたが、同請求権は責任財産保全のためなり、
対抗要件具備行為自体は既権を減少してはならないが、請求行為は消滅する
。

17. したがって、Gに付して上記請求を認ずることとはできない。

2. (債A)に對する債権譲渡による代物弁済を非既権行為(424条
の1第2項)として洋銀100万の取戻請求を認ずることと考へたが、同請求
2号の要件をみたし合致しない。

すなわち、DはAに對する500万円の債権の対して100万円の債権を譲渡
するとして200万円の対価をAからDに与えているが、424条の4に
基いて200万円の対価を洋銀100万の取戻請求を認ずることとはできない。

3. Cは、Gが100万円の売戻代金債権について、Gが対して200万
円の給付を支払った部分において、424条の6第1項後段に基いてD
に對して200万円の債権行使請求を認ずることとはできない。